

議案第1号

沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則について

沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定める。

平成21年6月17日

沖縄県教育委員会

沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則

沖縄県教育庁組織規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。
第13条第2項の表教育庁那覇教育事務所の項中「那覇市旭町1番地」を「那覇市旭町116番地37」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則案の概要説明

部課名 教育庁総務課

1 改正を必要とする規則の名称

沖縄県教育庁組織規則

2 改正の経緯及び必要性

沖縄南部合同庁舎の新庁舎完成に伴い那覇教育事務所の位置を改正する必要がある。

3 改正案の概要

(1) 那覇教育事務所の位置を「那覇市旭町1番地」から「那覇市旭町116番地37」に

改める。 (第13条第2項)

(2) この規則は公布の日から施行する。

4 添付資料

新旧対照表

沖縄県教育庁組織規則(昭和47年教育委員会規則第1号) 新旧対照表			
	改 正 案	現 行	
(教育事務所)			
第13条 本庁の事務の一部を分掌させるため、教育事務所を設置する。			
2 教育事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。			
教育事務所	名護市大南一丁目1 3番11号	国頭、大宜味、東、今帰仁、本部、名護、宜野座、金武、伊江、伊平屋、伊是名の各市町村	教育庁 国頭教育事務所 名護市大南一丁目13 番11号
教育事務所	沖縄市知花六丁目3 5番20号	恩納、うるま、沖縄、読谷、嘉手納、北谷、北中城、中城、宜野湾、西原の各市町村	教育庁 中頭教育事務所 沖縄市知花六丁目35 番20号
教育事務所	那覇市旭町116番地 37	浦添、那覇、久米島、北大東、南大東の各市町村	教育庁 那覇教育事務所 那覇市旭町1番地
教育事務所	八重瀬町字東風平9 20番地の1	豊見城、糸満、八重瀬、南城、与那原、南風原、渡嘉敷、座間味、粟国、渡名喜の各市町村	教育庁 島尻教育事務所 八重瀬町字東風平9 0番地の1
教育事務所	宮古島市平良字西里 1125番地	宮古島、多良間の各市村	教育庁 宮古教育事務所 宮古島市平良字西里 1125番地
教育事務所	石垣市字真栄里438 番地の1	石垣、竹富、与那国の各市町	教育庁 八重山教育事務所 石垣市字真栄里438 番地の1
(教育事務所)			
第13条 本庁の事務の一部を分掌させるため、教育事務所を設置する。			
2 教育事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。			
教育事務所	名護市大南一丁目13 国頭、大宜味、東、今帰仁、本部、名護、宜野座、金武、伊江、伊平屋、伊是名の各市町村	教育庁 国頭教育事務所 名護市大南一丁目13 番11号	
教育事務所	恩納、うるま、沖縄、読谷、嘉手納、北谷、北中城、中城、宜野湾、西原の各市町村	教育庁 中頭教育事務所 沖縄市知花六丁目35 番20号	
教育事務所	浦添、那覇、久米島、北大東、南大東の各市町村	教育庁 那覇教育事務所 那覇市旭町1番地	
教育事務所	豊見城、糸満、八重瀬、南城、与那原、南風原、渡嘉敷、座間味、粟国、渡名喜の各市町村	教育庁 島尻教育事務所 八重瀬町字東風平9 0番地の1	
教育事務所	宮古島、多良間の各市村	教育庁 宮古教育事務所 宮古島市平良字西里 1125番地	
教育事務所	石垣、竹富、与那国の各市町	教育庁 八重山教育事務所 石垣市字真栄里438 番地の1	